

CLAIR REPORT

英國の1995年統一地方選挙

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 112 (December 8, 1995)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団 法人 自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

目 次

はじめに -----	1
第1章 1995年統一地方選挙 -----	2
1 スコットランドの統一地方選挙 -----	2
1 選挙の執行状況 -----	2
2 選挙結果 -----	2
2 イングランド及びウェールズの統一地方選挙 -----	4
1 選挙の執行状況 -----	4
2 選挙前の議席の状況 -----	5
3 マスコミによる事前予測 -----	6
4 選挙結果（総括） -----	7
5 選挙結果（政党別論評） -----	8
第2章 地方選挙のしくみ -----	11
1 地方団体の構造 -----	11
1 イングランド及びウェールズ -----	11
2 スコットランド -----	12
3 北アイルランド -----	12
2 統一地方選挙 -----	13
1 統一地方選挙 -----	13
2 選挙期日 -----	13
3 選挙の執行年次 -----	13
3 地方選挙のしくみ -----	16
1 選挙区と定数 -----	16
2 選挙権、被選挙権及び議員の任期 -----	16
3 投票 -----	18
4 選挙費用 -----	18
5 シティ(The City of London)の選挙制度 -----	18
(参考) 1981年英國国籍法と市民権 -----	20

はじめに

英国では、本年4月と5月に統一地方選挙（北ウェールズを除く。）が実施された。今回は、スコットランドとウェールズでは一層制地方団体が来年4月に発足するため、その議会議員の選出が、また、イングランドでは大都市圏及び地方圏ディストリクトの議員の改選並びに一部地域で発足する一層制団体の議員の選出が行われた。

これらの選挙は、国政との関係でも、2年以内に行われる次期総選挙を占うものとして注目されたが、結果は、政府与党である保守党の惨敗に終わった。保守党は、スコットランド、ウェールズのすべての議会で主導権を失うとともに、イングランドでも改選議席のほぼ半分を失い、これに代わって、ブレア党首が新しいイメージで率いる労働党や自由民主党等の野党が大きく議席を伸ばした。

保守党の惨敗は、メジャー政権に対する審判との見方で大方が一致しており、EU政策をめぐる党の内紛、増税、相次ぐ議員のスキャンダルなどに嫌気がさした有権者が野党に批判票を投じたものと見られている。

選挙後、メジャー首相は、辞任の考えはなくこれまでの政策を保持すると強気の構えであったが、選挙後2か月を経ない6月22日には、党内支持基盤の強化を狙って党首を辞し、党首選挙に再出馬するという賭けに出ることになったのである。^{注1}

このレポートでは、第1章で今回の統一地方選挙の結果を紹介し、第2章で英国の地方選挙のしくみを解説する。

執筆は、調査員ジョセフィン・プロウワーの協力を得て、ロンドン事務所藤本悌弘（所長補佐）が担当した。

^{注1} 7月4日投票の結果、メジャー氏は218票を獲得、対立候補レッドウッド氏89票、棄権22票の大差で再選された。

第1章 1995年統一地方選挙

1 スコットランドの統一地方選挙

1 選挙の執行状況

スコットランドにおいては、昨年11月に成立した「1994年地方自治（スコットランド）法(Local Government etc. (Scotland) Act 1994)」により、現在の二層制の地方自治制度が廃止され、1996年4月1日以降はすべて一層制がとられることとなった。具体的には、現在の9リージョン・35ディストリクトによる二層制地方団体に代わり、新たに29の一層制地方団体が設立され、現在のまま存続する三つの島しょ部団体と合わせると、スコットランド全体としては32の一層制団体となる（注1）。

これに伴い、新たに発足する29の地方議会の議員選挙が、4月6日（木曜日）に執行された。

（注1）新しい地方団体の呼称は、従来のリージョン、ディストリクトの区別がなくなることから、地域の名前の後に直接「カウンシル」をつける。

選挙期日 1995年4月6日（木曜日）

地 域	地方団体の種類	地方団体数	選挙実施団体数	改選議席数
スコットランド	新設カウンシル（注2）及び島しょカウンシル	32	29	1, 159

（注2）地方団体数は、一層制団体移行後の団体数である。

2 選挙結果

4月8日付けタイムズ紙は、「（イングランドとの）境界の北には、保守党の支配するカウンシルはただの一つもなくなった」と報じた。

今回の選挙は、来年4月に発足する新しい一層制地方団体のいわゆる影の議会の選挙であるため、現在の地方団体の政党勢力との単純比較は困難であるが、保守党にとって史上最悪であった昨年のスコットランドの統一地方選挙と比べてみても、比較可能な70の地域について見る限り、同党の得票率は1%低下し、労働党、スコットランド民族党、自由民主党に次ぐ第四の勢力に転落した。

これとは対照的に、労働党は29カウンシル中20カウンシルで過半数を超えて、初めて全選出議席（1,159）の過半数の獲得に成功した（613議席を獲得）。ただし、得票率は全体の44%にとどまり、昨年の選挙での53%と比較すると大きく下回っている。

スコットランド民族党は、3カウンシル（アンガス（Angus）、モーリー（Moray）、ペースシャー・アンド・キンロス（Perthshire and Kinross））で他の政党に大差をつけて第一党となった。ただ、得票率で4分の1以上を得たにもかかわらず、議席数が180余りにとどまったのは残念な結果といえる。また、獲得したのはいずれも伝統的に保守党的地盤であったカウンシルであり、同党が悲願とする労働党打破にはなっていない。

自由民主党は、議席の過半数を占めるカウンシルはなかったものの、初めて100を超える議席を得て、同党には総じて満足のいく結果となった、しかし、昨年と比較すると、得票率が平均で3%低下していることも記しておく必要がある。^{注2}

政党別選挙結果（スコットランド）

4月8日付けガーディアン紙による。

政 党 名	獲得議席数	獲得議会数
保守党	82	0
労働党	613	20
自由民主党	123	0
スコットランド民族党	181	3
その他	160	6
合 計	1,159	29

^{注2} 本項の分析は、主に4月8日付けガーディアン紙による。

2 イングランド及びウェールズの統一地方選挙

1 選挙の執行状況

イングランド及びウェールズでは、5月4日（木曜日）に、346の地方議会において統一地方選挙が執行された。

これには、次の3種類の選挙が含まれる。

- (1) イングランドにおいては、毎年5月の第1木曜日に統一地方選挙が執行されるが、今年は大都市圏ディストリクトの議員の3分の1の改選が行われ、地方圏ディストリクトでは約3分の2の団体において全議員の改選が、残り約3分の1の団体において3分の1の議員の改選が行われた。
- (2) イングランドにおいては、あわせて、一層制団体への移行に伴う選挙が次の14団体で行われた。
 - ① 1995年4月からすでに新しい一層制団体として発足しており、今回最初の議員選挙が行われたカウンシル（1団体）
　　ワイト島（Isle of Wight）
 - ② 1996年4月に一層制団体として発足するため、前の議員選挙が行われたカウンシル（13団体）
 - ・現エイボン（Avon）カウンティの団体
　　シティ・アンド・カウンティ・オブ・ブリストル（The City & County of Bristol UA）
　　サウス・グロスターシャー（South Gloucestershire UA）
　　ノース・ウェスト・サマーセット（North West Somerset UA）
　　バース・アンド・ノース・イースト・サマーセット（Bath & North East Somerset UA）
 - ・現クリーブランド（Cleveland）カウンティの団体
　　ハートルプール（Hartlepool UA）
　　レッドカー・アンド・クリーブランド（Redcar & Cleveland UA）
　　ミドルズバラ（Middlesborough UA）
　　ストックトン・オン・ティーズ（Stockton-on-Tees UA）
 - ・現ハンバーサイド（Humberside）カウンティの団体
　　シティ・オブ・キングストン・アポン・ヒル（The City of Kingston-upon-Hull UA）
　　イースト・ライディング・オブ・ヨークシャー（East Riding of Yorkshire UA）
　　ノース・リンカーンシャー（North Lincolnshire UA）
　　ノース・イースト・リンカーンシャー（North East Lincolnshire UA）
 - ・現ノース・ヨークシャー（North Yorkshire）カウンティの団体
　　シティ・オブ・ヨーク（The City of York UA）
- (3) ウェールズにおいては、昨年7月に成立した「1994年地方自治（ウェールズ）

法（Local Government (Wales) Act 1994）」により、1996年4月1日に現在の8カウンティ及び37ディストリクトによる二層制地方団体が廃止され、新たに22の一層制地方団体が設立されることとなっているが、これに伴い新議員の選挙が行われた。

選挙期日 1995年5月4日（木曜日）

地 域	地方団体の種類	地方団体数	選挙実施団体数	改選議席数
イングランド	大都市圏ディストリクト	36	36	841（1/3改選）
	地方圏ディストリクト (注3)	294	166	7, 554（全員改選）
	新設一層制団体	14	108	1, 707（1/3改選）
ウェールズ	新設一層制団体（カウンティ又はカウンティバラ） (注4)	22	14	788（全員改選）
			22	1, 273（全員選出）

（注3）イングランドの地方圏ディストリクトの地方団体数は、選挙執行当時のものである。

なお、統一選挙執行の時点で発足が確定している一層制団体は今回選挙が執行された14団体であるが、294の地方圏ディストリクトのうち1996年4月で消滅することとなっている団体は、20団体（エイボン6、クリーブランド4、ハンバーサイド9、ノース・ヨークシャー1）である。

（注4）ウェールズでは、新設される一層制団体は、11団体が「カウンティ」、11団体が「カウンティ・バラ」と呼ばれることとなっている。

2 選挙前の議席の状況

統一地方選挙は毎年執行されているが、議員の任期は4年で、同一の選挙区及び改選議席についての選挙は4年ごとに繰り返される。（ただし、スコットランドの新一層制団体においては、1999年以降は議員の任期は3年となり、3年ごとの改選となる）。

今回の選挙と類似の形態で行われた1991年の統一地方選挙（イングランド及びウェールズ）では、保守党が42の地方団体で多数党としての地位を失い、労働党が新たに12の地方団体で多数党となった。その政党別の選挙結果は次のとおりである。（た

だし、今年の選挙は来年の一層制団体の発足に伴う選挙を含むため、数字を単純に比較することはできない。)

1991年5月執行統一地方選挙結果（イングランド及びウェールズ）

政 党 名	獲得議席数	獲得議会数
保守党	4, 270	80
労働党	3, 705	123
自由民主党	2, 194	21
その他	2, 136	145
合 計	12, 305	369

(CLAIR REPORT NO.31による。)

3 マスコミによる事前予測

スコットランドの統一地方選挙は、後に続くイングランドとウェールズの選挙を占うものとしても注目された。そして、そこで保守党の大敗を報ずるガーディアン紙は、「保守党がイングランドとウェールズの地方選挙においてスコットランドの二の舞を避けようと思うなら、ジョン・メジャーは奇蹟を演じなければならない」と評した（4月8日付け）。

マスコミは、いずれもイングランドとウェールズにおける保守党の地滑り的敗北は必至と予測していたが、今回の選挙は、いくつかの地域においては新しく発足する一層制団体の議員を選出する選挙となるために、さらに複雑な様相を呈していた。

イングランドでは、現行の5つのディストリクトにおいて一層制団体への移行が実施されることとなるが、地方団体向けの専門誌は地方団体の再編が選挙結果に及ぼす影響について次のように論評していた。^{注3}

「自由民主党は、ワイト島を奪取するだろう。しかし、もう一つの伝統的に強力な地域であるバースは、新しい一層制団体（バース・アンド・ノース・イースト・サマーセット）にワンスダイク・ディストリクト・カウンシルが吸収されるため、勝ち目が薄くなつた。前回の1991年、ワンスダイクでは自由民主党はわずかの候補者しか立てられず、たった1議席を獲得しただけだったのである。今回の結果は、新しい地域に同党がどの程度食い込めるかのよい見本を示すこととなるだろう。」

^{注3} ローカル・ガバメント・クロニクル誌4月28日号

「一層制団体の選挙となる他の地域では、さほど大きな変化は起きないかもしれない。しかし、保守党は現在過半数を制しているイースト・ライディングの新団体(現ノース・ヨークシャー)とノース・ウェスト・サマーセットの新団体(現ウッドスプリング・ディストリクト・カウンシル)で危機に直面している。また、労働党にとって、5万人の選挙民を抱える背後の田園地域を吸収するヨークの新団体を守ることは厳しい戦いとなる。」

また、ウェールズにおいては、スコットランドと同様、全選挙区において1996年に新設される新団体の議員の選挙となるが、「保守党は、ウェールズで唯一支配しているモンマス・ディストリクト・カウンシルが、労働党の影響下にあるブレイナイ・グエント・ディストリクト・カウンシルと一緒にモンマスシャーの新団体となることも影響して、これもスコットランドと同じように、1団体も過半数を制することはなく、議席数でも労働党や自由民主党の後塵を拝することとなる」^{注4}などと評されていた。

4 選挙結果（総括）

今回の投票率は、昨年と比較して6ポイント、1991年と比較して8ポイント低い38%に終わった。^{注5}

得票率は、保守党25%、労働党46%、自由民主党24%であった。^{注6}

開票の結果、保守党が1979年に政権について以来続いている長期低落傾向が最低のレベルに落ち込みを見せた反面、労働党は大きく躍進し、過去には思いもよらなかつた地域まで支配政党となった。さらに、自由民主党も低落した保守党を上回る議席を獲得し、地方議会における第二の政党になったのである。^{注7}

^{注4} ローカル・ガバメント・クロニクル誌4月28日号

^{注5} 5月6日付けインディペンデント紙

^{注6} 5月9日付けDaily Information Bulletin (London Research Centre発行)

^{注7} 5月6日付けインディペンデント紙

政党別選挙結果（イングランド及びウェールズ）

政 党 名	獲得議席数		獲得議会数	
	獲得数	増 減	獲得数	増 減
保守党	(41) 2,069	-2, 027	(0) 8	-59
労働党	(731) 5,657	+1, 799	(14) 155	+39
自由民主党	(78) 2,708	+495	(0) 45	+14
その他	(423) 1,729	-288	(8) 138	+6
合 計	(1, 273) 12, 163	-	(22) 346	-

(注) 括弧内の数値はウェールズ（内数）

5 選挙結果（政党別論評）

政党別の選挙結果についての論評は、次のとおりである。

(1) 保守党

選挙の数週間前から、世論調査は保守党の選挙結果が最悪のものとなることを示しており、その敗走は誰の目にも明らかであった。^{注8}

保守党は、選挙が行われた議会のうち67議会で多数を占めていたが、選挙の結果残ったのはわずかに8となり、全国の地方議会のうち同党が多数派を占めるのはわずかに13という状況となった。^{注9}

今回は、労働党がウィルソン内閣の下で喫した1968年の大敗北（バーミンガムの全議会と32のロンドン・バラのうち27を失った）をはるかに上回る地滑り的な結果となったのである。^{注10}

こうした保守党の敗退の要因について、5月8日付けガーディアン紙は次のように論評している。

「現代においては経済的な心地よさが極めて重要な要因であり、市民は政府から社会の繁栄を与えてもらうことを期待している。現在の不安定な雰囲気は（保守）党支持の中核となる中流層の選挙区に大きな打撃を与えた。労働党が新鮮で魅力的なリーダーの下で穏やかな表情を見せている一方、保守党は、欧州政策をめぐる内部の論争

^{注8} 5月6日付けデイリー・テレグラフ紙

^{注9} 5月7日付け読売新聞

^{注10} 5月6日付けタイムズ紙

のおかげで、一つのまとまった政党であるという有権者の信頼感を失ってしまった。ここ30年以上にわたって少しずつ衰退してきた保守党政の組織、党員、党財政などの党基盤は、景気の後退や南部の地盤地域の離反によってすっかり崩れ去ってしまったのである。」（事実、現在の党員数は、1952年の280万人から40万人に減少している。）

このように、長引く不況に有効な手を打つことができなかつたこと、欧洲通貨制度（EMS）をめぐる失点が同党政の経済政策への評価に大きな影を落としたこと、家庭用ガス・電力への付加価値税（VAT）課税などの公約違反の増税が同党政の魅力や信頼感を損なう原因となつたこと^{注11}、さらに、16年に及ぶ長期支配が飽きられてきたこと、国会議員のスキャンダルが相次いだことなどが今回の敗北の要因として挙げられている。

地域的に見ると、かつて保守党政の地盤と言われたところほど票が大きく流動する傾向がみられた。保守党政の得票率は、全国平均では11%の低下であったのに対し、同党政が防御に回った選挙区では、同じ議席が争われた1991年に比べ最大14%落ち込んだ。例えば、チチェスター（Chichester）では自由民主党に多数党政の地位を奪われ、リッチフィールド（Lichfield）は労働党政の手に陥落し、ソールズベリー（Salisbury）では22議席を失って自由民主党に勝利を奪われた。

スコットランドとウェールズで一つのカウンシルも制することができなかつたのは同党政にとって大きな痛手であったが、さらに大きな苦惱は、おそらくバーカシャー（Berkshire）、エセックス（Essex）、ノーザンプトンシャー（Northamptonshire）などのイングランド南部での完敗であろう。^{注12}これまで保守党政が牙城としていたイングランド南部での敗退によって、選挙民の保守党政離れは決定的なものとなつたと評価されるからである。

38%という投票率について、保守党政は、投票所に行かなかつた支持者を非難する一方、単に批判票が野党政に流れただけで次の総選挙では支持の回復はできるとして強気の姿勢を崩しておらず、落ち込んだ投票率が回復することによって、直ちに、一時離れた支持者が再び自党政に票を投じてくれるものと見込んでいる。しかし、次の選挙で投票率が回復しても、思惑どおり保守党政のみが得票を伸ばす保証はどこにもないのが現実である。^{注13}

さらに、5月6日付けガーディアン紙は、各党政の得票率のパターン（保守党政25%、労働党政46%、自由民主党24%）が次期総選挙で再現されれば、労働党政430議席、保守党政124議席、自由民主党70議席となり、労働党政は1945年をしのぐ勝利を收め、同紙がサンプルとした67議席中保守党政の手にとどまるのはわずかに1議席の

^{注11} 5月8日付けガーディアン紙

^{注12} 5月6日付けガーディアン紙

^{注13} 5月6日付けガーディアン紙

みであろうと予想している。

(2) 労働党

5月6日付けのガーディアン紙は、「昨夜、労働党はどう喜んでよいのかわからぬほどの歓喜に浸り、同党の選挙史上最も驚くべき記録破りの勝利を祝った。」とその勝利を伝えた。

労働党は、これまで42～43%を超える得票率を得たことがなかったが、今回は46%を得るとともに今だかつてないほどの議席と多数議会を獲得し、大勝利のうちに選挙戦を終えた。同党は、今やイングランドとウェールズで、保守党と自由民主党の合計よりも多い1万2千を超える議席を占める第一党となった。^{注14}

また、保守党の牙城であったイングランド南部においても、例えばエセックス県キヤッスル・ポイント(Castle Point)では、35人中30人を議会から追い出して、保守党による20年間の事実上の一党支配に終止符を打った。^{注15}

こうして、新党首トニー・ブレアの斬新的なイメージの効果は、かつて基盤の脆弱であった南部において最も発揮されたように見える。しかし一方、1991年の選挙と比べて、南部において労働党は11%躍進したが、全国平均の増加率を下回っており、必ずしも無条件の大勝利だったというわけではない。^{注16}

実際、ブレア党首は、党の記録的な躍進に歓喜の声をあげると同時に、破竹の勝利に引き続いて起こりかねない自己満足に対して警告を発している。彼は、「地方選挙は政府(総選挙)への門戸を開いた。」と述べたが、さらに自党の地方議員に対して、総選挙も近づいており「保守党の強力なギアアップ」に警戒するよう付け加えることも忘れていない。^{注17}

(3) 自由民主党

自由民主党は、その議席増は労働党と比べるとささやかではあるが、多数党となつた議会の数と獲得議席数で、今や第二の政党となった。同党は、地方選挙で過去5年間にわたり議席を伸ばし続けてきたが、今回495の議席を獲得したことでの足跡をさらに延長し、所属地方議員を3千人から約5千人に増やすことに成功した。^{注18}

ただ、同党にとって残念だったのは、昨年労働党をしのいだシェフィールド(Sheffield)で再び美酒を味わうことができなかつたように、長らく多数派を占めていた大都市で労働党を撃退することができなかつたことであろう。^{注19}

^{注14} 5月6日付けタイムズ紙

^{注15} 5月6日付けタイムズ紙

^{注16} 例えば、5月6日付けガーディアン紙

^{注17} 5月6日付けタイムズ紙

^{注18} 5月6日付けタイムズ紙

^{注19} 5月6日付けガーディアン紙

第2章 地方選挙のしくみ

1 地方団体の構造

1 イングランド及びウェールズ

イングランドとウェールズの地方団体は、1974年から1985年までは二層制をとり、上位団体として県が、下位団体としてディストリクトが置かれていた。1986年、法の改正により大ロンドン県（Greater London Council）及び大都市圏のカウンティが廃止された。その結果、ロンドンでは区（バラ）のみの一層制、大都市圏ではディストリクトのみの一層制がとられることとなった。

その他の地方圏では、従来どおり上位団体として県（カウンティ）が、下位団体としてディストリクトが置かれている。

1995年3月現在における地方団体の構成は、次のとおりである。

区分	カウンティ	ディストリクト	ロンドンの区 及びシティ
大都市圏(イングランド)	—	36	—
地方圏 イングランド	39	296	—
ウェールズ	8	37	—
ロンドン	—	—	33
合 計	47	369	33

その後、本文でも触れたように、英国では地方団体の構造改革が行われており、その姿は大きく変貌しようとしている。

すなわち、1991年4月の「イングランドにおける地方団体の構造」協議書の発表を機に、地方圏でも基本的に現行の二層制を一層制地方団体（unitary authority）に置き換えることとされた。

これにより、1995年5月現在、新しい一層制地方団体として発足が確定しているのは次のとおりである。

(1) イングランド

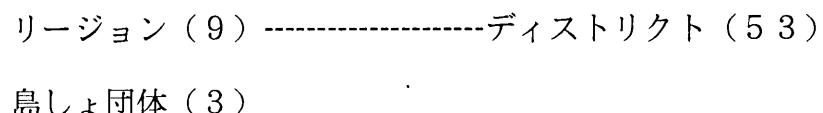
すでにワイト島で今年4月に一層制団体が発足しており、来年4月からは新たに13の一層制地方団体が設立される。

(2) ウェールズ

昨年7月に成立した「1994年地方自治（ウェールズ）法（Local Government (Wales) Act 1994）」により、1996年4月1日に、現在の8つのカウンティと37のディストリクトによる二層制の地方団体が廃止され、新たに22の一層制地方団体が設立される。

2 スコットランド

現在、スコットランドでは、「1973年地方自治（スコットランド）法（Local Government (Scotland) Act 1973）」に基づき、一層制である3つの島しょ団体を除き、リージョンとディストリクトの二層制がとられており、次のような構造になっている。



スコットランドでも、地方団体の構造改革が行われており、昨年11月に成立した「1994年地方自治（スコットランド）法（Local Government etc. (Scotland) Act 1994）」により、1996年4月1日に現在の二層制の地方団体がすべて廃止され、新たに29の一層制の地方団体が設立されることとなっている。

3 北アイルランド

北アイルランドは、英本土とは多少事情を異にしている。地方団体の組織は、「1972年地方自治（北アイルランド）法（Local Government (Northern Ireland) Act 1972）」により、すでに26のディストリクトからなる一層制がとられている。

以前には地方行政の管轄とされていた事務の多くが中央政府の機関や各種委員会に移行し、ディストリクトは、公衆衛生に関する事務、娯楽やレクリエーションに関する事務、娯楽施設等の設置許可、消費者保護、市場の管理やガス事業などを担当している。

また、保健医療、社会サービス、教育、図書館、住宅、消防等は各種委員会等が、その他のサービスについては北アイルランド環境庁（Department of the Environment for Northern Ireland）が事務を行っている。

2 統一地方選挙

1 統一地方選挙

英国の地方選挙は「1972年地方自治法（Local Government Act 1972）」に基づき、1974年以降統一して実施されている。

2 選挙期日

選挙期日には、通常、毎年5月の第1木曜日が当てられる。

3 選挙の執行年次

選挙のサイクルは、地方団体の種類によって異なる。

(1) カウンティ

4年に一度全議員が改選される。前回は1993年に実施された。

(2) 大都市圏ディストリクト

カウンティの選挙年以外の年に3分の1ずつ改選され、昨年（1994年）から3年連続して行われている。

(3) イングランド及びウェールズの地方圏ディストリクト

構造改革による一層制団体が発足する前においては、4年に一度の全議員改選か3年連続3分の1ずつの改選か、どちらかを選択できるようになっている。ただし、前者の場合はカウンティの選挙年の中間年（例えば1995年）に実施され、後者の場合はカウンティの選挙年以外の年に3分の1ずつ改選される。一層制団体発足前の団体としては、約3分の2に当たる216のディストリクトが前者（全議員改選）を採用し、残りの3分の1に当たる117のディストリクトが後者（3分の1改選）を採用している。

一層制団体発足後のウェールズでは、全団体（11のカウンティ、11のカウンティ・バラ）で4年に一度全議員が改選されることとなっており、今年5月に影の議会の選挙が行われ、次回選挙は1999年に行われる。

(4) ロンドン区（32区）

カウンティと同様に、4年に一度改選が行われ、カウンティの選挙年の翌年に実施される。前回は昨年（1994年）実施された。

ただし、シティは例外で、毎年改選される。

(5) スコットランド

構造改革による一層制団体発足前のスコットランドのリージョンと島しょ部では、4年に一度全議員が改選され（前回は1994年に実施）、ディストリクトも4年に

一度リージョンと島しょ部の選挙年の中間年に全員改選されている（前回は1992年に実施）。

1996年4月からの一層制団体発足に伴い、今年4月に29団体の影の議会の選挙が行われた。今回の選挙で選出された議員の任期は4年であるが、その後は3年に短縮され、3年ごとに全員が改選される。

(6) 北アイルランドのディストリクト

4年ごとに全議員が改選され、次回は1997年である。また、投票日は5月の第3水曜日が当てられている。

選挙制度としては、単記移譲式投票による比例代表制が採用されている。

以上をまとめると、次の表のようになる。

イングランド及びウェールズにおける今後数年間の選挙

地方団体の種類 (団体数)	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
カウンティ (39)			全議員改選		
大都市圏 (イングランド) ディストリクト (36)	3分の1改選	3分の1改選		3分の1改選	3分の1改選
地方圏 (イングランド) ディストリクト (296)	全議員改選 (約3分の2の団体) 3分の1改選 (約3分の1の団体)	3分の1改選 (約3分の1の団体)		3分の1改選 (約3分の1の団体)	全議員改選 (約3分の2の団体) 3分の1改選 (約3分の1の団体)
新一層制団体 (ウェールズ) (22)	全議員選出				全議員改選
ロンドン区 (32)				全議員選出	

(注) イングランドの地方圏ディストリクトについては、構造改革前の団体数と選挙執行年次を表記した。

スコットランドにおける今後数年間の選挙

地方団体の種類 (団体数)	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
島しょ部 (3)				全議員改選	
新一層制団体 (29)	全議員選出				全議員改選

北アイルランドにおける今後数年間の選挙

地方団体の種類 (団体数)	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
ディストリクト (26)			全議員改選		

3 地方選挙のしくみ

1 選挙区と定数

(1) カウンティ

小選挙区制が採用され、ディビジョン（Divisions）と呼ばれる選挙区から各一人の議員（Councillor）が選出される。

一つのカウンティには平均して7～8のディストリクトがあるが、カウンティの選挙区であるディビジョンは、ディストリクトよりも小さな区域に分けられている。

議員定数は、ほとんどの団体において60人から100人である。

(2) イングランドのディストリクト及びロンドン区

ウォード（Wards）と呼ばれる選挙区から、通常1～3人（団体によっては4人以上の場合もある）の議員が選出される。

ディストリクトのウォードは、ディビジョンと一致する場合とディビジョンよりも小さい区域からなっている場合がある。

議員定数は、大都市圏ディストリクトでは50～80人、地方圏ディストリクトでは30～60人、ロンドン区では60人前後である。

(3) ウェールズ

新一層制団体の選挙区は、ディビジョンと呼ばれ、各ディビジョンから国務大臣の命令により定められた数の議員が選出される。

(4) スコットランド

新一層制団体の選挙区はウォードと呼ばれ、各選挙区から一人の議員が選出される。

なお、構造改革による新一層制団体が発足する前は、リージョンと島しょ部の選挙区はディビジョンと、ディストリクトの選挙区はウォードと呼ばれ、いずれも定員一人の小選挙区となっている。

(5) 北アイルランド

選挙区はウォードと呼ばれ、各ディストリクトは複数のウォードに分かれている。

各ウォードから一人又は複数の議員が選出される。

2 選挙権、被選挙権及び議員の任期

(1) 選挙権

次の要件を満たす者は選挙権を有する。

ア 英国市民（British Citizens）、その他の英連邦市民（Commonwealth Citizens）又はアイルランド共和国市民であること。

（英国の市民権については、21頁「1981年英國国籍法と市民権」を参照。）

- イ　満18歳以上であること。
- ウ　法的欠格条項のいずれにも該当しないこと。
法的欠格条項に該当する者としては、精神病施設収容者、既決囚、選挙での不正・不法行為で有罪判決を受けた者等があげられる。

(2) 選挙人名簿

投票を行うためには、選挙権があることのほか、選挙人名簿に登録されていることが必要である。

選挙人名簿への登録は、選挙人登録官（registration officer）によって毎年行われる。登録されるためには、10月10日現在でその地方団体の区域の住民でなければならぬ（北アイルランドの場合、若干異なる）。

選挙人登録官は、毎年、郵送又は訪問により選挙区内のすべての世帯に登録用紙の配付を行い、世帯主がこれに世帯内の選挙権のある者について記載することによって登録が行われる。記載を怠ったり虚偽の記載をした場合には、罰則の対象となる。

実際には、被登録資格者の約7%が選挙人名簿への登録をしておらず、投票の資格を持っていない。

11月28日から12月16日までの間、仮名簿の縦覧が行われ、翌年の2月16日に発効する。この選挙人名簿は、地方選挙だけでなく、国政選挙、欧州議会選挙にも有効である。

(3) 被選挙権

満21歳以上の英國市民、その他の英連邦市民又はアイルランド共和国市民であって、次の要件のいずれかを満たす者は、被選挙権を有する。

- ア　立候補しようとする地方団体の区域の選挙人名簿に登録されていること。
- イ　立候補者として推薦される日及び投票日以前の12か月間にわたり、所有者又は賃借者としてその地方団体の区域の土地その他の不動産を占有していること。
- ウ　直前の12か月間を通じ、その地方団体の区域に主たる職業又は唯一の職業を持っていること。
- エ　立候補前の12か月間その地方団体の区域の住民であること。

ただし、次のいずれかに該当する者は立候補することができない。

- ア　破産宣告を受け、又は債権者と交渉して示談にした者
- イ　議員として、違法に2,000ポンドを超える支出をし、又はさせた者
- ウ　罰金をもって代えられない3か月以上の禁固刑を課された者
- エ　当該地方団体の区域において選挙運動の不正・不法行為により有罪となった者（買収、有権者への不当な影響力の行使、詐欺投票、有権者を投票所へ運ぶ目的で車を用意すること、ポスターの無差別掲示、法定選挙費用の超過等）

オ 地方団体の職員（いくつかの例外はある。）

また、北アイルランドの場合、テロリズムに対する宣誓をしなければならない。

(4) 議員の任期

一般に、議員の任期は4年である。

ただし、スコットランドの新一層制団体では、1995年の選挙で選出された議員の任期は4年であるが、その後は3年となる。

3 投 票

投票は、普通・直接・平等・秘密投票で行われる。選挙人は、投票所で午前7時から午後9時まで投票ができる。

選挙人名簿登録基準日後の住所移転、病気等による自宅療養又は宗教儀式への従事で、投票日に自ら投票所で投票を行うことができない場合には、郵便による投票も認められる。

また、漁船員や軍人等英国外で働いている有権者には、代理人による投票が認められている。この代理人は、選挙人本人が指名を行う。

不在者投票の規定は「1985年人民代表法（Representation of the Peoples Act 1985）」により拡大され、旅行等で不在の者もその対象となった。

実際には、約2%の有権者が郵送や代理人による投票の制度を活用している。

4 選挙費用

立候補に際しては、推薦者と後援者及び当該地域の他の8人の有権者の書面による支持が必要とされるほか、候補者は、選挙事務の統括責任者の指名を行わなければならぬ（これは、候補者本人であっても差し支えない）。

選挙費用の統括責任者は、候補者の選挙費用を正確に記録し、保管しなければならず、その記録は選挙管理官に提出され、法定限度額を超えていいかどうかの確認を受ける。現在の限度額は、固定額の192ポンドと、人数割額として有権者数に3.8ペンスを乗じた額の合計である。

5 シティ（The City of London）の選挙制度

(1) シティの組織と機能

シティはロンドン市内のうちの約1平方マイルを占める一つの区に過ぎないが、英国で一番最初に成立した都市であり、ロンドン発展の核となってきたものである。そのため、シティについては、他団体とは異なるしくみが取られており、選挙も他の団体とは違う制度となっている。

シティの運営は次の3つの会議（Court）でなされ、市長（The Lord Mayor of London）がこれらを統括する。

ア 市会（The Court of Common Council）

公選により選出された市會議員（Common Councilmen）及び市長並びに終身の長老議員（Alderman）からなる。実質的な行政機能を持ち、ディストリクト議会に相当する。

イ 長老会議（The Court of Alderman）

長老議員からなり、その主な機能は市長の選任である。

ウ 市総会（The Court of Commonhall）

市長、長老議員、シェリフ（市長と中央犯罪裁判所における陪審員を世話する役員2名）及びフリーメン（リバリー・カンパニー（ギルドの一種）の長老会員）、リバリーメン（リバリー・カンパニーの平会員）からなる。その主な機能は、市長候補（二人）の選定や幹部職員（シェリフ、収入役）の選任である。

(2) 選挙権

満18歳以上で、かつ、次の要件のいずれかを満たす者は選挙権を有する。有権者数は、約15,000人である。

ア 英国市民、その他の英連邦市民又はアイルランド共和国市民で、シティに在住している者

イ 7月15日現在、年10ポンド以上の非居住用レイト（Non Domestic Rate）を納税している不動産所有者（Freeholder）又は定期賃借権者（Leaseholder）

(3) 被選挙権

満21歳以上の選挙権を持つフリーメンは、被選挙権を有する。

(4) 選挙区、定数及び任期

選挙区はウォードと呼ばれ、全部で25のウォードからなる。

市會議員の定数は132名である。

市會議員の任期は1年で、選挙は毎年行われる。

(参考)

1981年英國国籍法と市民権

1981年英國国籍法は、市民（Citizen）を次のように分類している。

英連邦市民（Commonwealth Citizens）

- ・英國市民（British Citizens）
- ・英國植民地市民（British Development Territories Citizens）
　　ホンコン、バミューダ諸島等の住民
- ・英國旧植民地市民（British Overseas Citizens）
　　東アフリカに住むアジア人やマレーシアに住む中国人等
- ・英國旧自治領市民（British Subjects）
　　インド、パキスタン等の住民

英國保護領市民（British Protected Persons）

主にブルネイの住民

(1) 英連邦市民

英連邦市民とは、英國王を團結の象徴とする旧大英帝国植民地・保護領及び自治領の市民（英國市民を含む）であり、英國王を君主としないインド、パキスタン等の住民も含む。現在、英連邦は、英國を除けば49か国からなる。

(2) 英國市民

英連邦市民のうち、完全な市民権を持つのは英國市民のみであり、次のいずれかに該当する者は、英國市民となる。

ア　英國で生まれ、又は養子となった者（少なくとも一方の親が英國市民でなければならない）

イ　一方の親が英國市民である子

ウ　英連邦市民又は英國保護領市民（British Protected Persons）で5年以上英國に居住している等英國市民として登録される資格がある者で、その登録を終えた者

エ　内務大臣が帰化を認めた者

(3) 英國旧自治領市民（British Subjects）

元来 "British Subjects" は、英國王に忠誠を誓う者、すなわち「英國臣民」を意味し、

「1948年英國国籍法（British Nationality Act 1948）」では、英連邦市民（Commonwealth Citizens）は同時に英國臣民（British Subjects）でもあった。

しかし、1981年英國国籍法では、"British Subjects"は旧自治領（インド、パキスタン等）に住む完全な英國市民権を持たない市民を指し、英連邦市民の一部をなすものとされている。

(4) 市民権

選挙権、被選挙権のほか、社会保障や治安の保護を受けたり、一定の基準を満たせば警官、軍人や公務員になることができる等、基本的に英國市民とその他の英連邦市民の間に市民権について差異はないとされているが、政府は、英國市民でなければ必要により市民権を剥奪することができる。つまり、英國市民以外の英連邦市民は、不安定な市民権を有していることができる。

また、1981年英國国籍法は、市民権について包括的な規定をしておらず、ただ入国及び定住の自由のみを定めているにすぎないため、個々の市民権については各々の法の定めによらなければならない。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

NO	タ イ ド ル	発刊日
第 112 号	英国の1995年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の1995年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	济州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミューン・プログラム	1995/3/13
第 98 号	1994年中間選挙 一地殻変動をもたらした米国政治の動向一	1995/2/28
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 96 号	アメリカン・インディアン 一その過去・現在・未来一	1995/2/14
第 95 号	ロンドンの分散(Decentralisation)政策と都市開発	1995/1/20
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 91 号	欧洲文化都市制度	1994/9/19
第 90 号	1994年英國統一地方選挙と欧洲議会議員選挙	1994/8/1
第 89 号	英国における多民族社会の中の学校教育	1994/6/20
第 88 号	アメリカの学校給食	1994/6/20
第 87 号	現代フランス都市計画の手法(2)	1994/5/30
第 86 号	現代フランス都市計画の手法(1)	1994/5/30
第 85 号	フランス・アキテーヌ州の沿岸リゾート整備	1994/5/27
第 84 号	地方公務員のための「イギリス憲法入門」	1994/5/23
第 83 号	統一ドイツと財政調整 一連邦制財政システムは生き残れるか一	1994/4/15
第 82 号	アイルランド 一国の仕組みと地方自治一	1994/3/25
第 81 号	イギリスの地方団体と住宅政策	1994/3/15
第 80 号	内側から見た英國	1994/3/15